

令和3年度
北秋田市一般廃棄物処理実施計画

北秋田市 市民生活部 生活課

第1章 基本事項

第1節 目的

北秋田市一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、北秋田市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物の減量化及び適正処理並びに資源化の推進について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下、「法」という。）第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定により定めるものです。

第3節 計画に定める事項

本計画は、北秋田市（以下、「本市」という。）の区域内で発生する一般廃棄物の処理に關し次に掲げる事項を定めるものとします。

- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量に關すること
- 2 ごみ処理実施計画に關すること
- 3 生活排水処理実施計画に關すること

第4節 計画区域

北秋田市 全域

第5節 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

第2章 一般廃棄物の発生量及び処理量に関すること

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

次の表における年間発生量及び処理量の見込みは、次のものが対象となります。

- 1 本市が民間事業者等に収集運搬を委託し、北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設及びリサイクルセンター（以下、「センター」という。）へ搬入する一般廃棄物
- 2 センターへ自己搬入*1 する一般廃棄物
- 3 本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）が収集運搬し、センターへ搬入する一般廃棄物

区分		主な品目	発生量及び処理量 (t)			
			家庭系	公共	事業系	計
1	燃やせるごみ	生ごみ、繊維製品、枝等	6,361.6	183.9	2,469.9	9,015.4
2	燃やせないごみ	金属類、危険物、ガラス等	408.8	12.0	105.5	526.3
3	資源ごみ	缶	86.0	0.7	0.1	86.8
4		びん	205.1	0.8	19.2	225.1
5		紙	527.5	41.7	19.5	588.7
6		ペットボトル	67.8	0.8	5.4	74.0
7		白色トレイ	5.2	0	0	5.2
8		容器包装等	64.4	0.5	0	64.9
合 計			7,726.4	240.4	2,619.6	10,586.4

(参考：令和2年1月～令和2年12月までの実績)

*1「自己搬入」 一時的に多量に出たごみや、やむを得ない事情等でごみを集積所に出すことができない場合、または収集運搬を許可業者に依頼することが難しい場合等、一般廃棄物をセンターへ自ら持ち込むこと。

第2節 生活排水の発生量及び処理量の見込み

区分	収集運搬主体	発生量及び処理量 (kℓ)
し 尿	許可業者	7,667.6
浄化槽汚泥	許可業者	7,222.3
合 計		14,889.9

(参考：令和2年1月～令和2年12月までの実績)

第3章 ごみ処理実施計画に関すること

第1節 ごみの排出の抑制の方策に関する事項

基本計画の基本方針である「資源循環型のまちづくり」を踏まえ、3R（リデュース【発生抑制】、リユース【再利用】、リサイクル【再生利用】）活動を基本に、次の事項について取り組むこととします。

1 ごみの発生抑制・排出抑制の推進

- 1) 自治会等の地域住民や学校等での児童生徒に対し、出前講座*2による環境教育を実施するなど、幅広い年齢層への学習機会の提供に努めます。
- 2) センター運営事業者と連携し、ごみ処理施設等の見学会や啓発イベントを通して、本市のごみ処理状況やリサイクル、ごみの分別の徹底等について周知を図ります。
- 3) 燃やせるごみに混じっている資源ごみの減量・資源化を促進させるため、雑紙やプラスチック製容器包装類などの分け方・出し方をPRします。
- 4) 家庭における「食品ロス」*3の排出量削減のため、食品の食べ切り、使い切り等の励行を広報や出前講座等で周知します。
- 5) 生ごみは水分を多く含むことから、水切りの徹底を広報や出前講座等で周知します。
- 6) 飲食店等から発生する「食品ロス」を削減するため、「30（さんまる）・10（いちまる）運動*4」を推進し、飲食店等に積極的にPRします。
- 7) 事業系廃棄物の排出事業者に対して、ごみの減量化・資源化に取り組むよう情報提供や指導・啓発を行います。
- 8) 許可業者に対しては、センターへ搬入するごみに対し展開検査を実施し、分別と搬入不適物の混入防止に努めます。

*2「出前講座」　自治会や町内会、各種団体などからの申し込みに対し、市職員が出向き市政の取り組みについて説明する講座

*3「食品ロス」　本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品

*4「30・10運動」　宴会時、乾杯後の30分、お開き前の10分は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動

2 再利用・再資源化の推進

- 1) 少子高齢化やライフスタイルが多様化する中、取り組み意欲の低下が懸念されているため、ごみの品目などを考慮した拠点回収等を検討し取り組み拡大を図ります。
- 2) 家庭で不要となった古着・古布を回収し、ごみの減量と再利用を図るため、新たな資源化の仕組みづくりを模索しながら事業の継続と回収量の拡大を図ります。

第2節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

市民は、3R活動を徹底するとともに、家庭から排出される廃棄物を可能な限り削減するよう努めることとし、削減できずに排出された廃棄物は別表1に従い、分別することとします。

(別表1)

区分	主な内容	
燃やせるごみ	生ごみ、繊維製品（布団、毛布、衣類等）、テープ類（ビデオ、CD等）、アルミ箔製品、皮革製品（靴、バック等）、ゴム製品、シート類、スポンジ製品、小型木製品、衛生処理物（紙おむつ、生理用品等）、木の枝、葉、雑草、畳、襖、資源ごみにならないプラスチック製品	
燃やせないごみ	調理器具（鍋、やかん、フライパン等）、電化製品（コンロ、ストーブ、電気毛布等）、スプレー缶、電池、刃物類、せともの類、ガラス類、蛍光管、電球、資源ごみにならない缶・びん、トタン	
資源ごみ	缶	アルミ缶、スチール缶
	びん	無色のびん、茶色のびん、その他のびん
	紙	紙パック、新聞紙、チラシ、雑誌類・菓子箱等、ダンボール
	ペットボトル	飲料用・調味料用ペットボトル
	白色トレイ	白色トレイ
	容器・包装等	カップ類、ポリ袋、ラップ類、プラ製容器

第3節 ごみの適正な処分及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 ごみ集積所に排出する家庭系ごみは、市の指定ごみ袋（以下、「ごみ袋」という。）を使用し1m未満のものについて収集します。

1) 燃やせるごみ

ア 生ごみは十分に水気を切って出すこと。

イ ポリタンクは中を空にしてから出すこと。

ウ 枝や雑草は、土を払い、数日間乾燥させてから出すこと。

エ ごみ袋に入りきらない大きな物や、束ねたものには、世帯主名（フルネーム）を記入した紙を貼り付けて出すこと。

オ 1mを超えるもの（布団、畳、プラスチック製トタン、剪定枝等）は、切断・裁断等の処理をしてから出すこと。

2) 燃やせないごみ

ア コンテナやごみ袋に入りきらないものは、世帯主名（フルネーム）を記入した紙を貼り付けて出すこと。

イ 割れ物等の細かい破片などがコンテナからこぼれる場合は、透明な袋などにまとめて出すこと。

ウ 小型電化製品は市内9箇所にある「こでん回収ボックス」に出すこともできる。
(15cm×25cmの投入口を通るものに限る。)

3) 資源ごみ

ア 缶、びん、ペットボトル等は、汚れが残らない程度にすぐ等、洗浄して出すこと。

イ びんは種類ごとに分別して出すこと。(回収するびんは飲食用の容器に限る)

ウ 紙は種類ごとに紙ひもで十字に束ねて出すこと。

エ ペットボトルのキャップとラベルはプラスチック製容器・包装へ分別して出すこと。

オ 発泡状の白色トレイは、分別して出すこと。ただし、色付き・柄付きトレイ、納豆容器はプラスチック製容器・包装へ分別して出すこと。

カ シャンプーボトル等のポンプ部分は外して燃やせるごみへ出すこと。

キ 識別マークのあるプラスチック製品は、プラスチック製容器・包装へ分別して出すこと。ただし、油や臭いの落ちないものや、わさび・歯磨き粉などのチューブ等の中身を取りきることが難しい容器は、燃やせるごみへ出すこと。

4) 次に掲げるものは、ごみ集積所に排出できません。(別表2)

ア センターにおいて処理が困難な一般廃棄物

イ 家電リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

ウ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物

エ 引っ越しや片づけ等により一時的に多量に発生する一般廃棄物

オ その他家庭系廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

(別表2)

区分	主な内容
ア 粗大ごみ*5	ソファー、ベッド、大型の家具類、スキー、スプリングマット
イ 家電リサイクル法対象品目*6	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)
イ パソコン*7	デスクトップ型、ノート型
ウ 事業系一般廃棄物*8	事業者が自らの責任において適正に処理してください。
エ 一時的に多量に発生するごみ*9	引っ越しごみ、片づけごみ

オ　処理できないごみ*10	廃タイヤ、消火器、ドラム缶、ガスボンベ、コンクリートブロック、塗料入り缶、バッテリー、自動車部品、金庫、花火、ボウリング玉、建築廃材、農業用ハウスビニール（肥料袋含む）、農薬、劇薬、庭石等
---------------	--

- *5 粗大ごみは鷹巣埋立地最終処分場又は長下処分施設へ自己搬入すること。
- *6 家電リサイクル法に基づき、自らが小売業者に依頼するか、家電リサイクル券を購入し自らが指定引取場所へ搬入するか、又は市が許可した許可業者に運搬を依頼し処理すること。
- *7 パソコンメーカーにご相談いただくか、宅配回収（リネットジャパンリサイクル（株））又はこでん回収ボックスを利用すること。
- *8 事業系一般廃棄物は自己搬入に限り、センターで処理することもできる。
- *9 一時的な多量ごみは自己搬入するか、本市が許可した許可業者に運搬を依頼し処理すること。
- *10 メーカー又は購入した販売店等に処理を相談すること。

2 適正な収集運搬について

- 1) 家庭ごみ及び公共ごみの収集運搬については、民間事業者への業務委託と一部事務組合で行っており、スムーズな業務の実現、安全で効率的な作業、新型コロナウィルス及びその他感染症対策の実施に努めます。
- 2) 本市は、資源ごみの集積に必要なコンテナ、集積ネット及びスタンドを自治会・町内会等（以下「自治会等」という）に配布し、隨時更新を図りながら、清潔で安全な環境づくりを推進します。
- 3) 古紙及び缶等の資源物の持ち去り防止対策として、ごみ集積所に看板の掲示や早朝パトロールの実施など、自治会等の関係機関と連携を図り、市民との信頼関係を構築し、安定かつ継続的に資源物の回収を行います。
- 4) ごみの収集運搬の許可については、現在のごみの発生量に対し既存許可業者で十分な処理能力を有しており、かつ今後ごみ量は減少していくことが予想されるため、原則として新規の収集運搬業の許可は行わないこととします。ただし、ごみの減量、資源化を目的として収集運搬業を行う場合又はセンターでの処理が困難な廃棄物を収集運搬する場合は、必要に応じ、ごみの種類等を限定し許可する場合があります。

5) 市が許可しているごみの許可業者は次のとおりです。

No.	事業所名等	所在地	廃棄物の種類	対象区域
1	(株) 秋田北クリーン企画	北秋田市	一般廃棄物	北秋田市全域
2	佐藤 康一			
3	(有) 宗和			
4	(有) トシ設備工業			
5	(有) ビルド・ミヤノ			
6	(有) みらい環境			
7	(有) 丸栄建設			
8	(株) 吉田工務店			
9	鷹巣清掃	北秋田市	一般廃棄物	北秋田市（旧鷹巣区域）
10	(株) タクト	大館市	一般廃棄物	北秋田市全域
11	東北ビル管財（株）			
12	フジタ環境	能代市	一般廃棄物	北秋田市全域
13	(有) 山田工業	大館市	家庭系一般廃棄物	北秋田市全域
14	朝日建設（株）	北秋田市	事業系一般廃棄物	北秋田市全域
15	(株) 大川建設			
16	(有) 長岐建設			
17	トーハク・物流サービス（株）	北秋田市	事業系一般廃棄物	北秋田市（旧合川区域）
18	(株) 秋北清掃センター	大館市	事業系一般廃棄物	北秋田市全域
19	(有) 大館紙業	大館市	事業系一般廃棄物	北秋田市（旧鷹巣区域）
20	荏原環境プラント（株） 東日本営業部	東京都 大田区	処理飛灰 不燃残渣	北秋田市全域
21	(株) 曽我産業	青森県 八戸市	事業系一般廃棄物 (木くず（伐採木）)	北秋田市全域
22	テスコ株式会社	東京都 千代田区	し渣、沈砂	北秋田市全域
	株式会社 能代タイセイ	能代市		

※13は、住宅の工事に伴い発生した家庭系一般廃棄物のみ収集運搬

20は、北秋田市クリーンリサイクルセンターより発生した処理飛灰・不燃残渣のみ収集運搬

21は、(株) ユアテックの工事に伴う木くず（伐採木）のみ収集運搬

22は、北秋田市し尿処理施設より発生したし渣、沈砂のみ収集運搬

第4節 ごみ処理施設の整備に関する事項

- 1 中間処理については、本市の中間処理施設において処理を行います。
- 2 最終処分場については、新たに整備することが困難と予想されることから、市民・事業者・行政が連携しごみの発生抑制と減量化、リサイクルを推進し、長期的な運用を図ります。
- 3 本市の中間処理施設の概要

- 1) 北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設（焼却施設）
 - ・所在地 北秋田市坊沢字大野宮後 150 番地
 - ・炉型式 準連続燃焼式
 - ・燃焼設備 流動床方式
 - ・処理能力 50 t / 日 (25 t / 16h × 2 炉)
 - ・竣工年月 平成 30 年 3 月
- 2) 北秋田市リサイクルセンター（再資源化処理施設）
 - ・所在地 北秋田市坊沢字大野宮後 150 番地
 - ・処理方式 手選別・圧縮梱包・保管
 - ・公称能力 4.7 t / 日 (5 h)
 - ・竣工年月 平成 12 年 3 月
- 3) 北秋田市リサイクルセンター（ストックヤード 1 号棟、2 号棟、3 号棟）
 - ・所在地 北秋田市坊沢字大野宮後 150 番地
 - ・用 途 指定した品目を保管する場所
 - ・指定品目 金属類、缶、びん、紙、ペットボトル、白色トレイ、容器包装等
 - ・施設規模 798 m²
 - ・竣工年月 ストックヤード 1 号棟：平成 13 年 7 月
ストックヤード 2 号棟：平成 13 年 11 月
ストックヤード 3 号棟：平成 7 年 11 月

4 市及び一部事務組合の最終処分場の概要

- 1) 北秋田市一般廃棄物最終処分場（埋立地及び浸出水処理施設）
 - ・所在地 北秋田市栄字徳左エ門谷地 50 番地 2
 - ・敷地面積 33,663 m²
 - ・埋立地面積 17,000 m²
 - ・埋立容量 80,000 m³
 - ・残容量 19,595 m³ (令和 2 年 3 月現在)
- 2) 鷹巣埋立地最終処分場
 - ・所在地 北秋田市栄字徳左エ門谷地 15 番地 1
 - ・敷地面積 139,844 m²
 - ・埋立地面積 25,009 m²

- ・埋立容量 162,399 m³
- ・残容量 27,339 m³ (令和2年3月現在)

3) 長下処分施設(北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合)

- ・所在地 北秋田市米内沢字長下 199番地
- ・敷地面積 59,236 m²
- ・埋立地面積 11,750 m²
- ・埋立容量 42,200 m³
- ・残容量 11,697 m³ (令和2年3月現在)

第4章 生活排水処理実施計画に関すること

第1節 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- 1 生活環境の保全と公衆衛生の確保・維持を図るため、生活排水処理施設を計画的に整備し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進します。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が個別に申込みを受け、収集・運搬し、北秋田市し尿処理施設で処理します。
- 3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の許可については、現在のし尿及び浄化槽汚泥の発生に対し既存許可業者で十分な処理能力を有しております、かつ今後し尿及び浄化槽汚泥量は減少していくことが予想されるため、原則として新規の収集運搬業の許可は行わないこととします。
- 4 本市が許可しているし尿及び浄化槽汚泥の許可業者は次のとおりです。

No.	事業所名等	所在地	廃棄物の種類	対象区域
1	(有) 鷹阿二清掃興業	北秋田市	し尿 浄化槽汚泥	北秋田市（旧鷹巣区域、 旧森吉区域、旧阿仁区域）
2	(株) 二幸協同黄金社	北秋田市	し尿 浄化槽汚泥	北秋田市（旧森吉区域、 旧合川区域）
3	(有) みらい環境	北秋田市	し尿	北秋田市（旧鷹巣区域）

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の整備に関する事項

- 1 中間処理については、本市の中間処理施設において処理を行います。
- 2 本市の中間処理施設の概要
 - 1) 北秋田市し尿処理施設
 - ・所在地 北秋田市鷹巣字小沼 15 番地
 - ・処理方式 前処理+希釀放流方式（下水道放流）
 - ・計画処理量 43 m³/日
 - ・竣工年月 令和2年3月